

# にいがた民商

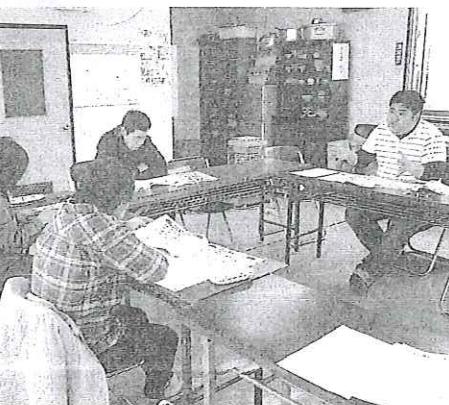
# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市沼垂西3丁目  
電話(243)0141  
18年3月26日

税金が払えず困っている人へ

## 納税の猶予学習会

3月19日(月)納税の猶予学習会が民商館で昼・夜の2回行われました。



### ○ 納税の猶予とは・・・

国税や市県民税、社会保険料などを可能な範囲で支払いができるよう法律に基づいて分納するなど、納税を緩和する「納税緩和措置制度」のひとつです。

厳しい経営状況でやむなく税金を滞納した場合や税務調査を受け、多額の追徴金を課せられ時などに申請します。

納税の猶予が認められると1年以内の納税が猶予され、最大2年延長できます。また、延滞税が減額・免除されます。

納税緩和措置には「納税の猶予」の他にも「換価の猶予」「滯納処分の停止」があります。

「換価の猶予」は認められると最大2年、猶予期間の延滞税が減額され、差押えられている財産は公売にかけられません。

「滯納処分の停止」は納税義務そのものを停止する制度で、①滯納処分を執行することができる財産がないとき②滯納処分を執行することによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるとき③滯納者の所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるときに納税義務が消滅します。

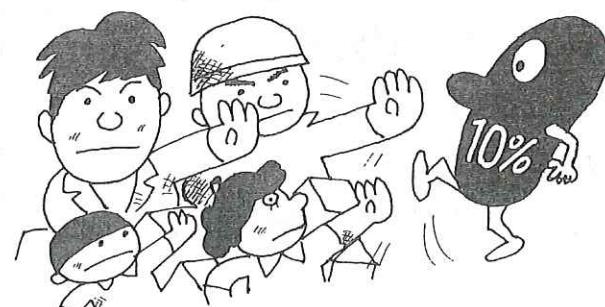
納税緩和措置が認められるには、しっかりととした納付計画を作り、納税について誠実な意思を伝えることが重要です。

忘れていませんか?

消費税の申告・納付は4月2日(月)まで  
振替納付は4月25日(水)

個人の場合、平成27分  
申告が課税売上1000万円を超えている人は29年  
分いくらの売り上げであろうと消費税の申告が必要です。

※一度に払い切れ  
ない消費税等は分納  
や納税の猶予を申請  
しましょう。ご相談  
は民商事務局までご連絡下さい。



## 日程

- ・三月二十九日・建設業許可変更手続き学習会
- ・四月八日・県連・湖東税理士・消費税学習会
- ・三月末まで県連拡大旬間



講師:熊丸みつ子先生

子育てアドバイザー・家庭教育専門家

経営者としての子育て経験豊富な講師  
経営者としての子育て経験豊富な講師  
経営者としての子育て経験豊富な講師  
経営者としての子育て経験豊富な講師

2018/4/22 AM10:30~12:00

新潟ユニゾンプラザ 大研修室

500円(既見は無料・要予約)

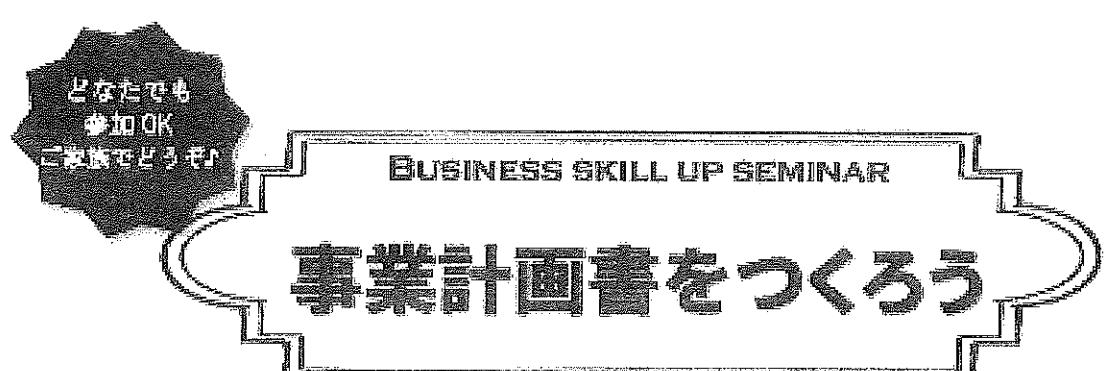
主催・問合せ先 新潟県商工団体連合会婦人部協議会

TEL 025-274-9661 FAX 025-274-6444

### 新商連婦人部協議会 第37回定期総会

日時:上記同会場にて 13:00~

- ◆ 恒例の物産展あり。。。昨年はニットや手作りケーキ、ココナッツオイルなど盛りだくさんでした! 今年もお楽しみに!
- ◆ 昼食・セルフコーヒー用意します



2018/4/22 PM13:00~

新潟ユニゾンプラザ 中研修室

1,000円(既見は無料・要予約)

主催・問合せ先  
新潟県商工団体連合会

TEL 025-274-9661  
FAX 025-274-6444



県連と県青協で企画したビジネススキルアップセミナーの第3弾です! 事業計画書は、自社の経営を見直すことや融資を受ける際に必要になりますので、経営を伸ばしたいと思う方は是非、ご参加ください。参加希望は新潟民商まで

☎ 025-243-0141